

「新しい『高等学校学習指導要領』への対応と準備 ～高等学校の現場から～」

松本 直己
(静岡県立浜松北高等学校校長)

1. はじめに

改訂された新しい『高等学校学習指導要領』(以下、『新学習指導要領』)が、2018(平成30)年3月30日に告示され、2022(平成34)年度からは年次進行で実施される予定である。

2014(平成26)年11月に文部科学大臣から、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」との諮問を受けて以来、中央教育審議会において検討が進められ、2016(平成28)年12月に『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)』(以下、『答申』)が取りまとめられ、方針が示された。検討段階から、「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」等のキーワードが注目を集め、学校現場からの関心も非常に高く、大きな話題となっていた。

今回の『新学習指導要領』は、「高大接続改革」という、高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体改革の中で実施されるものであり、これまでの改訂以上に大きな影響を、高等学校教育の現場に与えるものである。

「大学入学共通テスト」(以下、「共通テスト」)の実施開始年度は、2020(平成32)年度(「2021年度入試」)となり、現在の高校1年生が、最初の受験生となることがすでに決まっている。そのため学校現場にあっては、『現行学習指導要領』に基づきながら、「共通テスト」に対応する教育課程の編成準備を進めるとともに、『新学習指導要領』を見通し、十分に対応できる新教育課程の研究・検討を進めるという状況にある。さらに「高大接続改革」の展開を意識して、「教育課程の編成・実施・改善、指導や評価の充実」を図っていくことが求められているのである。

本報告では、こうした現状にある高等学校教育の現場の視点から、現時点における『新学習指導要領』の要点整理及び対応と準備を中心に述べてみたい。

2. 新学習指導要領「総則」の構成

『新学習指導要領』では、「総則」の前に、新たに「前文」が設けられた。「前文」で示される改訂の方向性に沿って、これからの教育課程の在り方をあらわす理念が、「社会に開かれた教育課程」である。『答申』では、3つの側面からこの「社会に開かれた教育課程」について説明している。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じて社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

「アクティブ・ラーニング」や「カリキュラム・マネジメント」を行うことが、なぜ、今、必要なのか。ここではその理由の全てが、「社会に開かれた教育課程」の実現に帰着するという考え方が明示されている。ある文部科学省の担当官は、学習指導要領の役割について「子供が社会に出た時に必要となる力を学校が育むにあたって、その手がかりを示すことでもあると捉え直した」と述べている。「社会に開かれた教育課程」とは、「新学習指導要領全体に通底する基本となる理念」と受けとめるべきであろう。

教育課程の編成主体が、学校にあることは言うまでもない。すでにメディア等を通じて報じられているように、「今回の改革の本丸は高校」であり、「今回の改訂の主たるターゲットは高校」である。高等学校の現場では、多くの教員が、今回はこれまでの改訂とは、正直少々スケールが違うことを実感している。

2018(平成30)年7月に、文部科学省から『高等学校学習指導要領解説』が発表された。静岡県教育委員会においても、まずは「移行措置期間」に対応すべく、10月15日付けで『静岡県立高等学校教育課程の手引き』を改訂し、その説明会が実施されたところである。今後さらに11月26日の総則部会を皮切りとして、12月25日まで、各高校の教務主任や教科主任を対象とした『新学習指導要領解説』に関する各部会の説明会の実施が予定されており、改定内容の周知を図るべく、まさに現在進行中の状態にある。

これだけの大改訂となると、学校現場への浸透・理解、対応・準備には、非常に時間がかかることは避けられない。ただし、まだ十分に固まっていない段階でもあり、拙速に走らず腰を据

えた対応が県教育委員会にも各学校にも望まれる。

本報告では、『新学習指導要領』の実施に向けて、まずその要点を中心に整理しておきたい。

『新学習指導要領』では「社会に開かれた教育課程」を実現するために、以下の6つの観点を軸に、現行学習指導要領の枠組みを考え直すとともに、「総則」の位置付けを抜本的に見直し、6つの観点に沿った、新たな章立てとして組み替えが行われた。

観点①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)

観点②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科間・学校間のつながりを踏まえた教育課程の編成)

観点③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)

観点④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)

観点⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)

観点⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領の理念を実現するために必要な方策)

その結果、『新学習指導要領』第1章「総則」の構成は、以下の第1款から第7款となり、それぞれの款が、上記の観点①から観点⑥に該当している。

「第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割」	観点①
「第2款 教育課程の編成」	観点②
「第3款 教育課程の実施と学習計画」	観点③
「第4款 単位の修得及び卒業の認定」	観点⑤
「第5款 生徒の発達の支援」	観点④
「第6款 学校運営の留意事項」	観点⑥
「第7款 道徳教育に関する配慮事項」	

これらに関わる事項を、各学校が教育課程として組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施することが期待されているのである。生徒が大人になった時、どのような社会になっていて、そこで彼らが活躍するためにはどのような力を育むべきなのかを考え、社会と学校との関わりや、教育課程の役割を明確化することが求められている。それが「社会に開かれた教育課程」が目指すものであると筆者は理解している。

2. 育成を目指す資質・能力

『新学習指導要領』の趣旨は、これからの社会の担い手となる生徒に、質の高い知識や有用な技能を身に付けるとともに、それを働かせて様々な問題の解決を行う思考力、判断力、表現

力等の能力を育成することにある。

2016(平成28)年12月の『高大接続改革答申』では、「学力の3要素」を、①「基礎的な知識・技能」、②「思考力・判断力・表現力等の能力」、③「主体性・多様性・協働性」と規定している。『新学習指導要領』では、「何ができるようになるか」を明確化し、「学力の3要素」を踏まえた上で、「資質・能力の三つの柱」と表記して示している。

- ① 「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の獲得)」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」等の育成)」
- ③ 「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」)

(下線、筆者)

まず生徒たちに育むべき「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるように配慮されている。

教科・科目については、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、構成の見直し、改善が行われた。具体的には高校における公民科の新科目『公共』、共通教科『理数』の新設、国語科における科目再編や地理歴史科における『歴史総合』、『地理総合』などの新設をあげることができる。

さらに教育内容の改善・充実について(「何を学ぶか」)は、広範に渉る。ここでは、主な改善のポイントとなる事項を書き出すことで確認したい。

- ・言語能力の確実な育成
- ・理数教育の充実
- ・伝統や文化に関する教育の充実
- ・道徳教育の充実
- ・外国語教育の充実
- ・職業教育の充実
- ・主権者教育の充実
- ・消費者教育の充実
- ・防災・安全教育の充実
- ・情報教育の充実
- ・初等中等教育の一貫した学びの充実

それぞれの改善ポイントは、背景に社会的な要請を持ち、「教科横断的」な課題を有している。

例えば学校現場の関心が高い改善のポイントの一つでもあ

る「道徳教育」（「総則」第7款）に注目してみる。「道徳教育」の中核的な指導場面としては、「特別活動」や公民科の新設の共通必修科目である『公共』や選択科目である『倫理』を想定するとともに、校長のリーダーシップの下、「カリキュラム・マネジメント」を担う「道徳教育推進教師」を軸に、「学校教育全体」で「全教師」が協力して「道徳教育」を展開することが期待されている。

「人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」という目標は理解できるが、「校長の方針の明確化」や「道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備」といった新設部分は、各学校においてどのように具現化されていくのであろうか。学校現場にとって極めて大きな現実的な問題は、『新学習指導要領』が、今回の改訂の基本的な考え方として、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成」（下線、筆者）と示していることにある。内容・分量的に新設はあっても削減はないということであれば、学校現場における教育課程の実際の編成作業は、さらに重い負荷と制約、難しい課題を負うことになる。

このことは学校における「働き方改革」とも相俟って、今後喫緊に取り組むべき課題の一つになる。

4. 主体的・対話的で深い学び

『高等学校学習指導要領解説総則編』は第4章第1節1において、大要次のように指摘している。

高校段階においては、選挙権年齢及び成人年齢の引き下げなど高校生にとって政治や社会が一層身近なものとなる中、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められる。

この要旨に沿って、生徒に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置付けた。「主体的な学び」、「対話的な学び」「深い学び」の視点は、各教科等における優れた授業改善等の取組に共通し、かつ普遍的な要素である。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的内容については、すでに『答申』によって、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方

向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。

- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ③ 習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

（下線、筆者）

学校現場においては、『答申』以前は、「アクティブ・ラーニング」という言葉が多く用いられた。ただ「アクティブ・ラーニング」型授業展開の捉え方は、各教員によって実に様々であった。「アクティブ・ラーニング」という言葉は、極めて多義的に捉えられていたと言える。『答申』以後は、かわって「主体的・対話的な深い学び」の語を用いることが、ほぼ定着してきた。それと同時に、「アクティブ・ラーニング」型授業についての捉え方も、共通性を持つようになってきた。もちろん言葉の置き換えが、主眼ではないことは言うまでもない。「主体的・対話的な深い学び」は、授業改善のための視点であり、特定の指導方法のことでないことも、現在学校現場では共通認識となっている。これまでの授業実践を生かしながらも、3つの視点で改めて見直し、単元や題材のまとまりの中で実現できるように意識して指導計画を練ることで、生徒に必要な資質・能力を育むための学びを重視した授業改善につながると考える。

5. カリキュラム・マネジメント

『答申』では「カリキュラム・マネジメント」の側面として、下記の3項目を示している。

- 側面① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- 側面② 教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- 側面③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的

に組み合わせること。

(下線、筆者)

高等学校の教員にとっては、すでに浸透していた「アクティブ・ラーニング」に比べて、「カリキュラム・マネジメント」への内容的理解は、まだそれほど進んでいないのが現状である。

『新学習指導要領』では、「アクティブ・ラーニングとカリキュラム・マネジメントは車の両輪」と評されることが多い。静岡県においても、総合教育センターが、『アクティブ・ラーニングとカリキュラム・マネジメント』(2016)及び『主体的・対話的で深い学びの実現』(2017)のリーフレットを作成し、県内の教員等への情報提供に努めてきた。さらに理解を深めるために、総合教育センターでは「次期学習指導要領対応授業力向上研修」(2016～2018の3年間)を企画・実施している。研修対象者は、校内で授業改善を進める中心的な立場の教員、具体的には2016年度は教務主任、2017年度は進路指導主事、2018年度は校長の推薦する中核的な教員であった。研修対象者は年2回の総合教育センターでの研修に加え、所属校で「アクティブ・ラーニング」を意識した授業を行い、その授業について各校内で授業検討会を行うなど、「アクティブ・ラーニング」の概念が着実に根付いてきたという実感が伴ってきた。

一方「カリキュラム・マネジメント」という言葉には、依然としてなじみの薄さを感じる。ただしその考え方や発想は、従来から個々教員がすでに日常的に実践してきたことである。1時間の授業において「ねらいを定め、目標と手立てを明確にして、より効果的な授業を実践し、結果を確かめ不足した点は補う」という教員として当たり前に行ってきたことがその基本である。ただ『新学習指導要領』が期待するのは、こうした教員個人レベルの「カリキュラム・マネジメント」を前提としながらも、系統的・横断的な学習を実現するために、教科や学年を超えた学校組織レベルの「カリキュラム・マネジメント」の実現することにあると考えられる。岐阜大学の田村知子氏によれば、「組織として教育課程を編成し、カリキュラム表をまとめあげて全体像を示す『カリキュラムによるマネジメント』、人的・物的資源を確保・配分する『カリキュラムのためのマネジメント』が求められ」ており、これらを総合したものが、学校レベルでの「カリキュラム・マネジメント」として構築されるのである。さらに同氏は「①校長が、ぶれないビジョンを示し関係者間の共有化を促す。②(副校長)教頭が、組織内外の人間関係を調整し、ビジョンに対して前向きな学校文化を創出する。③教務主任・進路指導主事等のミドルリーダーが、校長のビジョンを具体化し、その実現に向けて教職員が実働するための具体的な方策を講じる。」ことを指摘している。

『答申』で、「カリキュラム・マネジメント」の側面として示された3項目では、側面の②として教育課程の「編成(P)」、「実施(D)」、「評価(C)」、「改善(A)」というPDCAサ

イクルをまわすことが「カリキュラム・マネジメント」であると説明されている。さらに側面の①では「教科等横断的な視野」、側面の③「教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる」ことを期待している。

「育成を目指す資質・能力」が一つの教科等のみの学習で身に付くことはないので、教育課程の編成においては、必然的に「教科横断的な視点」を持つことが求められてくることになるであろう。ただ高等学校においては、従来教科の専門性を重視する傾向が強く、それが教員同士の協働や連帯を妨げてきた要因の一つとも考えられる。同一教科内でも教員が個々のやり方で授業を展開し、お互いが必要以上に干渉しない場合もみられる。高等学校の現場において、「カリキュラム・マネジメント」を推進する第一歩としては、まず管理職が主導して、各学校が今まで蓄積してきた経験等を再整理・再構築する作業に着手することが極めて重要であろう。

6. 大学入試改革

前述したように今回の『新学習指導要領』は、「高大接続改革」という、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革の中で実施されるものである。

多くの高校にも共通すると思うが、現在、筆者の勤務校では、2022年度から実施される『新学習指導要領』より、2020年度から『現行学習指導要領』の下で実施される「共通テスト」(2021年度入試)からが、一層切実な問題として受けとめられている。「大学入学共通テスト実施方針」(2017年7月)によれば、『新学習指導要領』に基づくテストとして実施を予定する2024年度以降の方針については、2021年度を目途に公表する予定であると注記している。しかし現状の入試改革の流れでは「2021年度入試」からは、『新学習指導要領』を先取りする要素が強く感じられるため、一層学校現場はその対応に苦慮しているのである。

「共通テスト」についての大きなトピックスは、「国語および数学における記述式問題の導入」、「英語の4技能を適切に評価するための外部試験・検定試験の活用」の2点である。

記述式問題については、大学入試センターが作問し、採点は民間事業者等を活用する。大学入試センターが行う試行調査(プレテスト)等を通じて、実施方法や採点方法等について検証を行うことになっているおり、すでに2017年実施分については、分析・検討結果が公表されている。記述式問題については、難易度を含めてさらに検証を行い、問題作成の具体的方向性についても明らかにされることが期待されている。

英語の民間検定試験の活用については、少しずつ情報が明らかになってきたとはいえ、実施体制や費用負担問題、それに伴う地域格差・経済格差への配慮、様々な試験を使うことによる

公平性の確保等については、未だ明らかになっていないことから、学校現場の不安は解消されるに至っていない。また現時点で一部の大学については、出願要件として民間検定試験を必須としない方針を決めたとの報道もあり、各大学の対応方針に不透明な要素があることが、生徒、保護者、教員の不安を高めている。

さらに大学入試改革において、記述式問題の導入、英語の民間検定試験の活用以上に、学校現場の教員に重く受け止められているのが、「調査書重視」の方針である。文部科学省は、A Oや推薦入試だけでなく、一般入試でも調査書を積極的に使うように大学側に求めている。これを受けて信州大学や首都大学東京等では、「共通テスト」導入後の入試（「2021年度入試」以降）において、選抜に調査書を活用すると発表した。信州大学は調査書を「面接等を実施する場合は面接等の資料に」、「面接等を実施しない入試では、調査書を点数化し、大学入学共通テストの得点、個別学力検査の得点と合わせて入学者の選考に利用」することを公表した。さらに「調査書の点数化の詳細は現在、文部科学省で進行中の『調査書の見直し』と『調査書の電子化』の状況に応じて決定」するとした。各大学が調査書をどのように活用するかは、現時点では不明であるが、一刻も早く具体的な情報提供が待たれるところである。調査書の入試への影響はまだ見えない状況であるが、少なくとも出願書類としての活用は一層拡大されると予想される。

これまで調査書は紙1枚が基本であり、表に「学習の記録」、裏に「部活動等の課外活動」・「資格」・「出欠の記録」等を記載してきた。それが2020年度からは調査書の枚数の上限が撤廃され、様式も変わる。1枚目の表裏に「学習の記録」、「部活動の記録」、「資格」等、2枚目以降は活動実績を記載する欄が拡充し、項目別に詳細に記載することになる。高校としては、生徒一人ひとりの日頃の課外活動等の記録を蓄積する必要がある、教員や生徒本人の作業量が激増することがすでに懸念されている。しかも学校にとって、対象となる高校1年生は、すでに待ったなしの状態で目の前にいるのである。

こうした中で「electronic portfolio (eポートフォリオ)」の導入する高校も増加している。生徒の日々の学習や活動の記録を電子化したもので、提出したレポートやプリント、教員からのコメント、部活動や課外活動の記録などのデータを蓄積すれば調査書が作成され、「Web出願ポータルサイト」と連携して、出願までできるようにシステムが構築されるという。「eポートフォリオ」は現在、無料のものと有料のものがあり、導入も含めて各学校の裁量に依っている。静岡県では、現在使用している成績処理システム「ティーチャーズナビ」を改良発展させ、県統一の「eポートフォリオ」システムの構築を期待する教員も多い。いずれにしてもここでも依然不透明な要素が大きい。

7. おわりに ～学校現場の視点から～

全国高等学校校長協会の宮本久也前会長は、『新学習指導要領』の理念や視点は評価しながらも、「理想と現実のギャップにどう対応していくか、非常に難しい課題が課せられたと思っています」と述べ、さらに「実際に各学校で教育課程を組むとなるといくつか難しい面があることも事実」と指摘している。これは全国の高等学校長の偽らざる実感であると思う。来年2019年から『新学習指導要領』は、高等学校でも「移行措置」を迎えることになる。翌2020年度は、『新学習指導要領』が小学校から順次完全実施され、大学入試では「共通テスト」も開始される。高等学校現場は、まさに「大学改革からの波と小中学校からの改革の波の合流点」となる。「確実に増える業務量を学校現場だけで吸収するのは」限界があるのである。

『新学習指導要領』の理念を実現するためには、高校教員一人ひとりが指導方法や考え方を振り返って意識を変える必要がある。その上で研修等を行い、各校の実情に応じた準備・対応を行っていくとなると、必然的にかなり時間がかかることになる。ルーティンの仕事だけでも教員の「多忙化」が指摘される中で、『新学習指導要領』への対応準備の時間をどのように捻出していくのか。さらに現行の授業進度も確保する必要がある。また学校行事の精選も頭の痛い大きな課題である。さらに現在の高校1年生から始まる「共通テスト」への対策も考え、生徒が不安なく学ぶことができる環境を創るための準備も視野に入れなければならない。

ここまで確認してきたように、現在、高等学校の現場では、様々な疑問や課題が意識され、その対応を巡って模索が続いている。広範、多様に亘ることから、その全てを網羅することはできないが、本報告のおわりにあたって、実際に生徒と接する最前線にある教員の戸惑いを中心に、今後の課題を整理しておきたい。

『新学習指導要領』に対応する教育課程編成を考えるにあたって、学校現場が直面しているのが、まず「必修修科目の問題」である。「必修修科目」の総時間数は現行と変わらないが、科目履修の順序が設けられた教科があり、その結果1年生で履修すべき科目が増える。「1週間の授業時数は、1日6時間×5日＝30時間が基本」であるから、増単位分の時間数の捻出はかなり苦勞を伴うことになる。さらに「グローバル化」を見据えて英語の時間数は増やしたい、「文理の柔軟な対応」が記されているが、受験を考えると選択教科の必要性は否定できない等、様々な状況を想定すれば、非常に厳しい現実を意識せざるを得ない。結局「7時間目の設定や土曜日の活用なども視野に入れながら、増単位に向けた検討も考えざるを得ないかも知れない」ということになるのは、十分予想できる。しかも部活動や学校行事との絡みも簡単に解決する問題ではない。学校における「働き方改革」も「勤務時間管理」だけですむ話ではないが、進展させることは重要である。その他にも「総合的な探求の時間」の展開と取り扱い、「道德教育」の在り方についても、

まだ必ずしも見通しが立っていない。また「PDCAサイクル」のうち「評価」という大きな課題については、本報告では触れることができなかった。

今、学校現場でできることは、山積する課題に対して、各学校が互いに情報の共有と分析を行い、自校の状況等も慎重に勘案しながら進むことであろう。十分な時間をかけ、一つひとつの課題に向き合っていくことが、遠回りのようでも最も肝要な方策であるとする。これだけの大改革であるから、拙速を戒め、いまだ現在進行形ではあるが、10 年先、20 年先の生徒をしっかりと見据えた高等学校となることを切に期待し、今後も検討を重ねていきたい。

参考文献

- 月刊高校教育編集部 (2018)『高等学校^新学習指導要領 全文と解説』学事出版
- 大杉住子 (2017)『次期学習指導要領等へ向けて一中教審「学習指導要領答申」の概要とその方向性ー』(『月刊高校教育』2017 年 4 月号) 学事出版
- 中央教育審議会 (2016)「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花を開かせるために～ (答申)」
- 中央教育審議会 (2016)「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)」
- ベネッセ教育研究所 (2017)『V I E W 2 1 2017 年度 4 月号』
- 原田智仁 (2017)『地歴科・公民科の改訂ポイント』(『月刊高校教育』2017 年 4 月号) 学事出版
- 石井英真 (2018)『新学習指導要領が求めるカリキュラム・マネジメント』(『月刊高校教育』2018 年 5 月号) 学事出版
- 文部科学省 (2018)『高等学校学習指導要領解説 総則編』
- 大杉昭英 (2018)『各教科・科目改訂のポイント』(『月刊高校教育』2018 年 5 月号) 学事出版
- 静岡県教育委員会高校教育課指導第 1 班 (2018)『移行措置期間における改訂箇所』(新旧対照表) 第 1 編』(【移行措置期間】静岡県立高等学校教育課程編成の手引)
- 静岡県教育委員会高校教育課指導第 1 班・第 2 班 (2018)「高等学校学習指導要領の改訂について(平成 30 年 10 月 15 日)」静岡県高等学校学習指導要領に関する説明会資料
- 文部科学省教育課程課長 淵上孝 (2018)「新高等学校学習指導要領について (平成 30 年 7 月)」静岡県高等学校学習指導要領に関する説明会資料
- 文部科学省教育課程課 平千枝 (2018)「新高等学校学習指

- 導要領について (平成 30 年 10 月 15 日)」静岡県高等学校学習指導要領に関する説明会資料
- 木村太郎 (2018)『成年年齢の引き下げの背景・改正のポイント』(『月刊高校教育』2018 年 10 月号)
 - 広井多鶴子 (2018)『改めて考える「成人」の意味-大人の「始まり」としての 18 歳成人制度へ-』(『月刊高校教育』2018 年 10 月号)
 - 静岡県総合教育センター (2018)『「主体的・対話的で深い学び」実現のためのサポートブック ー静岡県総合教育センター研究の軌跡ー』
 - 宮本久也 (2018)『高校現場は「どう対応して行くか」』(『月刊高校教育』2018 年 5 月号) 学事出版
 - 田村知子『カリキュラム・マネジメント入門』(『月刊高校教育』2016 年 5 月号) 学事出版
 - 氏岡真弓『教育改革の 2019 年』(『月刊高校教育』2019 年 1 月号) 学事出版
 - 山田泰造『高大接続改革の進捗状況』(『月刊高校教育』2018 年 12 月号) 学事出版
 - 浅田和伸『「大学入学共通テスト」の実施に向けて』(『月刊高校教育』2018 年 12 月号) 学事出版
 - 笹のぶえ『高校現場の受け止めと準備状況』(『月刊高校教育』2018 年 12 月号) 学事出版
 - 岡正朗『新テストに対する国大協の考え方』(『月刊高校教育』2018 年 12 月号) 学事出版
 - 信州大学 (2018)「信州大学の入試改革の取組 2021 年度入試教科・科目」
 - 田中圭太郎 (2018)『大学入試改革「調査書重視」というナゾな指針が教育現場に与える混乱』(gendai.ismedia)